促進計画様式５号の３（共通事項）

２　共通事項（経営受託権の設定）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「経営受託権」という。）は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

なお、丙が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、このほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定める農業経営受託規程によるものとする。

(1) 経営受託権の設定

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の経営受託権は、本計画の公告により、本計画が定めるところによる農業の経営の委託が行われ設定される。

(2) 委託の解除

ア　乙は、次のいずれかに該当するときは、岩手県知事の承認を受けて、甲から受けた農業経営の委託を解除することができる。

(ｱ) 農業経営の委託を受けてから６か月を経過してもなお当該土地の経営受託権の設定を行うことができる見込みがないと認められるとき。

(ｲ) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

イ　乙は、丙が次のいずれかに該当するときは岩手県知事の承認を受けて、乙が丙に行った農業経営の委託を解除することができる。

(ｱ) 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

(ｲ) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第１項の規定による報告をしないとき。

(3) 善管注意義務

乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が最も収益を得られるように努めるものとする。

(4) 主宰権

委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の運営に関する事項（(9)附属物の設置等を除く。）の全ては、丙が決定する。

(5) 収穫物の所有権

受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丙に帰属する。

(6) 受託農業経営に係る損益の帰属

受託農業経営に係る損益は、甲に帰属する（減収の場合の危険負担は、甲が負う）。

(7) 受託農業経営に係る損益の算定基準（計算方法）

ア　受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。

「受託農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」－「受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含み、報酬額は甲、乙及び丙が協議して定める。）」

イ　丙は、受託農業経営に係る収支の内訳を整理する。

(8) 修繕及び改良

ア　甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は丙が修繕することができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ　乙又は丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

ウ　修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表１に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア　乙又は丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行おうとする場合には、附属物等の内容、設置等の期間、設置及び収去の費用、収去者等、必要な事項についてあらかじめ甲、乙及び丙が協議を行いその取扱いを決定する。

(10) 農業経営の状況の報告

丙は受託した農業経営の経過及び結果を書面等により記録するものとする。また、丙は受託した農業経営の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。

(11) 租税公課等の負担

ア　甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ　当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、受託農業経営に係る受託経費に含め、甲が負担する。

ウ　当該土地に係る土地改良区の賦課金の負担については、当事者間で協議の上、別表２に定める。

エ　その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、受託農業経営に係る受託経費に含め、甲が負担する。

(12) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の３第１項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。

別表１　修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕又は改良の工事名 | 甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備　考 |
|  |  |  |  |

別表２　土地改良区の賦課金等に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賦課金等の種類 | 負担者 | 該当土地改良区名 | 備　考 |
| 経常賦課金(水利費等) | １　耕作者  ２　土地所有者 |  |  |
| 償還賦課金 | １　耕作者  ２　土地所有者 |

注）負担者については、該当者を〇で囲むか、非該当者に見え消し線を引くこと